

川崎市立西中原中学校 いじめ防止基本方針

令和8年度 学校経営方針

・教育基本法・関係法令
・中学校学習指導要領

・川崎市教育振興基本計画
“かわさき教育プラン”

学校教育目標

--校訓--
耐える力：自分の可能性を信じ続け目標に向かって最後までやり抜く力
探る心：物事の本質と意義を深く掘り下げて見極めようとする気持ち
--心得--
(1)しっかり勉強しよう (2)正しい行動をとろう
(3)美しく豊かな心をもとう (4)からだを鍛えよう

学校経営方針

めざす学校像

- ・活気に溢れ一人ひとりが輝く学校
- ・母校として愛し誇りがもてる学校
- ・安心安全に過ごせる規律ある学校

めざす生徒像

- ・主体的に考え行動する生徒（自主・自立）
- ・個性を尊重し支えあう生徒（共生・協働）
- ・心豊かで逞しく生きる生徒（感動・寛容）

めざす教師像

- ・生徒に寄り添い信頼される教職員
- ・高い専門性と実践力のある教職員
- ・職務に情熱と使命感をもつ教職員

中期経営目標

①わかる授業の展開による確かな学力の定着

- ・自ら主体的に学び、判断し、行動できる生徒の育成
- ・個に応じた指導と互いに学び合う授業展開の確立
- ・学習指導要領を念頭に置いた指導と評価の一体化

②心の通い合う人間関係と豊かな人間性の涵養

- ・人権尊重教育を基盤とした教育活動の推進
- ・理解に基づく指導による良好な人間関係の構築
- ・一人ひとりの生徒を大切にする支援教育の充実

③心身ともに健康で逞しく生きる生徒の育成

- ・感動を共有し痛みを分かち合える協働性の育成
- ・スポーツや運動の振興と健康な身体づくりの推進
- ・基本的な生活習慣の確立と規範意識の醸成

④「西中原中学校らしい」魅力ある学校の創造

- ・西中原中学校の伝統や環境、特色を生かした教育の実践
- ・家庭・地域とともにあゆむ教育活動の充実
- ・地域の誇りとなる学校づくりの推進

短期経営目標（今年度の重点目標）

- 教育目標、経営方針に基づき、育成する資質・能力を意識した教育活動の展開
- 生徒の習熟度に応じたきめ細かな学習指導の充実
- 学び合い活動の推進と授業者としてのファシリテーション力の向上
- 信頼性、妥当性の高い評価・評定と指導法の改善
- 3年間を見通した道徳、特活、総合的な学習の時間の授業開発と指導体制の確立

- 自己肯定感・自己有用感が得られる教育活動の推進
- 生徒に寄り添い、傾聴し受容する教育相談活動の充実
- 一人ひとりの生徒の特性と教育ニーズを踏まえた支援教育体制の確立
- 学校と地域、関係機関等との連携による就学支援の充実
- 学級活動、生徒会活動の充実による生徒一人ひとりが活躍できる環境づくり

- 生徒自身が成長の手応えを感じるキャリア教育の推進と進路指導の充実
- 心身の成長を促す計画的で自主的な部活動の推進
- 本校の生徒の実態と特徴を踏まえた健康教育、安全教育・食育の推進
- 大集団の中で誰もが気持ちよく生活するために必要な基本的な生活習慣の育成
- 主体的に活動する生徒会、委員会、学級づくりの推進

- 学校運営協議会との連携による教育活動の推進
- 学校だより、学校ホームページ等による地域や保護者への積極的な情報発信
- 計画的で先を見通した学年経営（学年・校務分掌）と確実な次年度への引継ぎ
- 安全で機能的な教育施設・設備の整備
- 教育公務員として自覚し、生徒にとって大人のロールモデルとなる言動の徹底

重点目標に係る具体的な取組の例

- ・ICTを活用した授業における個別最適な学びと協働的な学びの推進
- ・教員同士の自発的な授業の相互見学や生徒による授業アンケートを基にした授業改善
- ・生徒・保護者への評価規準の丁寧な説明と積極的開示
- ・特別の教科道徳の充実のための教員学習会の実施
- ・総合的な学習の時間における探究的な学習の充実

- ・ワークショップを活用した自己肯定感の醸成や人権尊重教育の推進
- ・ユニバーサルデザインを考慮した環境整備の推進
- ・適応支援室を生かした個別の支援計画による不応や不登校生徒への適切な対応
- ・共生*共育プログラム効果測定による生徒の的確な実態把握と迅速な生徒指導対応
- ・生徒の主体的な取組による生徒自治活動の推進

- ・生徒が主体的に取り組み、生徒の潜在能力を引き出す部活動指導の実践
- ・豊かな体験活動とキャリアシート作成によるキャリア教育の充実
- ・生徒と共に実践する挨拶運動や清掃活動の啓発
- ・進路相談室の活用による進路相談活動の充実
- ・生徒の主体的な取組による生徒会活動・委員会活動の活性化

- ・学校運営協議会の体制整備
- ・学校だより、学年通信、学校HPの定期的な更新等、情報発信の充実
- ・PTAとの協働による学校行事の立案と実施
- ・教材や部活動の経費見直しによる保護者の負担軽減
- ・定期的な施設設備の点検と教材・教具の整理整頓による機能的な学習環境の整備
- ・ICTを活用した事務執行の効率化と業務改善の推進

I 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものではなく、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの児童生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

II いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

III 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は児童生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にした授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で児童生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある児童生徒を見逃さないしくみづくり、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 児童生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が児童生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。児童生徒を一人の人間として尊重し、児童生徒の気持ちを理解し、児童生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの児童生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 児童生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、児童生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 児童生徒の自浄力を育てます

児童生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。児童生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う児童生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている児童生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも児童生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における児童生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、児童生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、児童生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている児童生徒や周りの児童生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、児童生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議（以下、「対策会議」という）は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的（いじめを認知した場合は状況に応じて）に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報の集約と共有をします。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議（以下「ケース会議」という）を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた児童生徒への支援

- もっとも信頼関係ができている教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 児童生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた児童生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないようにします。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行います。

④ 周囲の児童生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかったことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した児童生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解決するまで学校が主体性を発揮し、解決後も定期的に児童生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

Ⅳ 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に掲げる場合を重大事態といたします。

- ①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、①②に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめであることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断します。例えば、
○児童生徒が自殺を企図した場合
○身体に重大な傷害を負った場合
○金品等に重大な被害を被った場合
○精神性の疾患を発症した場合
などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手します。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る原因となったいじめの行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないということは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

V 令和8年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】（校務分掌に位置付ける）

校長、副校長、教頭
生徒指導担当、教務主任、総務主任、各学年主任、特別支援学級主任、夜間学級主任
適応支援教室主任、進路主任、健康教育部長、支援教育コーディネーター
人材育成担当職員

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営（学校評価）におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証・・・・・・・・校長
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成・・・・・・・・生徒指導担当
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営・・・・・・・・教務主任、生徒指導担当
- ・いじめ問題に関する資料の管理・・・・・・・・生徒指導担当
- ・道徳教育との連携・・・・・・・・学習指導部長、道徳主任
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し・・・・・・・・校長、副校長、教頭

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成・・・・・・・・生徒指導担当、適応支援室主任
教務主任
- 1年・・・・・・・・1学年主任、生徒指導部 2年・・・・・・・・2学年主任、生徒指導部
- 3年・・・・・・・・3学年主任、生徒指導部
- ・相談室の管理、運営、スクールカウンセラーとの連携・・・・・・・・
生徒指導担当、支援教育コーディネーター、適応支援室主任、健康教育部長
- ・共生＊共育プログラム検討委員との連携・・・・・・・・生徒指導担当、各関係分掌部長

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部・生活委員会との連携・・・・・・・・生徒会本部担当（特別活動指導部）
- ・PTA地域委員会との連携・・・・・・・・総務主任、教務主任、PTA地域委員会担当
- ・学校運営協議会との連携・・・・・・・・校長、総務主任（総務部）

【関係機関との連携】

- ・警察との連携・・・・・・・・生徒指導担当
- ・区役所、児童相談所との連携・・・・・・・・生徒指導担当、適応支援室主任
- ・異校種間連携・・・・・・・・総務主任、生徒指導担当、学習指導部長

VI 令和8年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容（校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等）
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認・構成員の確認・役割分担・年間指導計画確認 ・各学年の状況報告と指導経過、今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会） ・いじめの未然防止、早期発見・早期対応方法等についての研修 ・かわさき共生＊共育プログラムの取組について ・第1回効果測定の実施 ・学校生活アンケート実施に向けた最終検討
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会） ・いじめ防止、社会を明るくする運動標語コンクールの実施 ・集団活動を通しての相互支援教育の実践 ・生徒理解に向けた職員研修会（生徒指導・支援教育研修会）の実施 ・学校生活アンケートの実施。結果を生かした教育相談活動の実施
6	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会） 【児童生徒指導点検強化月間】の取組（生徒への啓発） ・いじめ防止教育に向けた学年・教科・分掌等からの目標と計画の点検 ・いじめ防止に向けた指導項目の設定
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会） ・携帯、スマートフォン教室実施 ・夏休み期間中の対応確認 ・第2回効果測定の実施
8	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会） ・いじめの防止対策に関する職員研修会（第1、2回効果測定の結果を踏まえた）開催 ・学校生活アンケート実施に向けた最終検討
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会） ・前期の反省・まとめと後期の具体的な取組の確認 ・学校生活アンケートの実施。結果を生かした教育相談活動の実施
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会） ・三者面談の実施（全学年）
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会） ・いじめ防止に向けた指導項目の再点検
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会） ・学校生活アンケート実施に向けた最終検討
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会） ・いじめ防止教育活動の統括と学校評価スケールの検討 ・学校生活アンケートの実施、結果を生かした教育相談活動の実施
2	<ul style="list-style-type: none"> 【学校体制振り返り月間】の取組 ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会） ・今年度の反省と学校評価への反映 ・第3回効果測定の実施
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認（主任会・支援教育部会） ・いじめ防止教育活動の反省と来年度に向けての見直し ・学年末三者面談の実施（1、2年）

◎本校のいじめ防止に向けた取組

生徒の自発的な取組み

[自主的な企画・運営]

- 集会、生徒集会での呼びかけや人間関係づくりのレクリエーション
- 「被災地支援ボランティア活動」等相互扶助活動の共有
- 自主的なあいさつ運動や環境美化保全活動
- 「合唱コンクール」や「体育祭」への取組み等における学年を越えた縦割りの生徒相互支援活動

[交流活動の活性化]

- 福祉施設、老人介護施設、幼児施設等の訪問
- 委員会活動（声かけ運動・学校生活見守り活動）
- 小中連携活動
- 地域連携活動（地域美化清掃・祭礼での神輿担ぎ・こども文化センターの段ボール迷路・企業行政イベントでの演奏・バトンダンスパフォーマンス参加）
- 地域教育会議など地域行事での交流活動

[啓発活動]

- いじめ防止標語やポスター等の作成、いじめ撲滅のキャンペーンの実施
- 年間テーマの設定、掲示物作成等

保護者の取組み（PTA活動）

- いじめ防止に関する標語募集
- 懇談会での意見交換

地域住民の取組み

- 学校運営協議会の実施
- 地域での協力的な見守り活動（報告・連絡）
- 啓発情報等の提供
- 協議会や懇談会等でのアドバイス、意見表明